

OSC2008_Fukuoka

抜粋版

OSSをライセンス的に 正しく使う/ プロプラだけの製品とするための 11のチェックポイント ~ そのご紹介 ~

2008年12月13日(土)
NEC OSSプラットフォーム開発本部
姉崎



私のOSS関連IPへの関わり

- ●日本Linux協会(JLA)理事。Linux商標調査WG代表として調査を実施
- NECグループ内部のOSS/Linux IP情報の問い合わせ対応に従事
- ●独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の非常勤研究員を兼務し oss books「オープンソースで構築!ITシステム導入虎の巻」を企画・製作 ~OSS素人向けですが、OSSライセンスに関する解説あり
- ●OSSライセンス・コンプライアンスのコンサルティング・サービスを開始



|日本Linux協会| 日本Linux協会ワーキンググループ | Linux®商標調査|

Linux®商標調査

監修

創英国際特許法律事務所 弁理士 工藤 莞司

目的

日本におけるLinux商標の現状を調査・把握し、これを参照しやすくするまとめ、特許法律事別で自由に安心して使用できること。

活動期間

連絡先

1999-06-04より

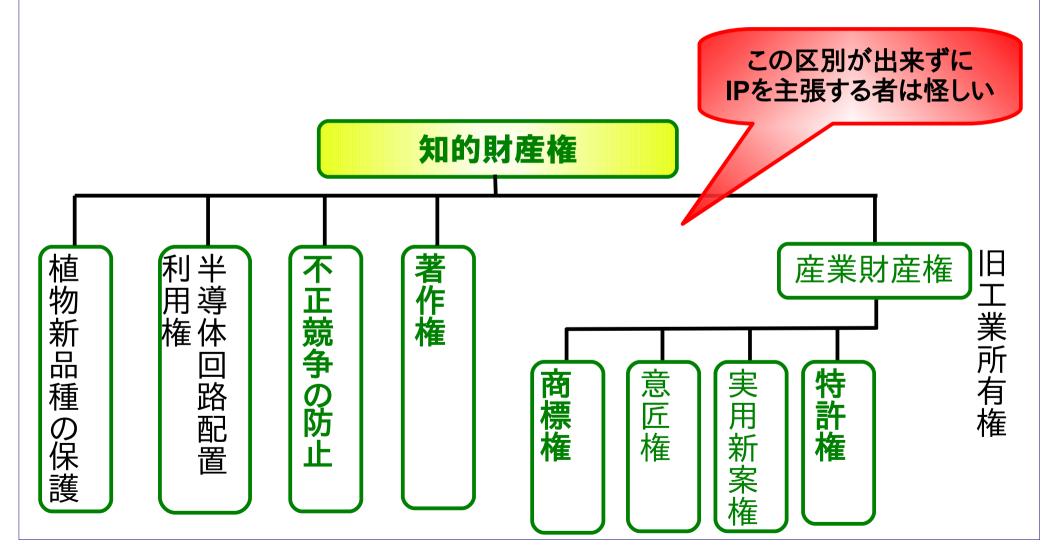
Linux商標の登録・出願状況

2007年3月23日現在、独立行政法人 工業所有権情報・研修館 特許電子図書館「初心者向(X0208で入れる必要があります)を検索すると、「Linux」単独の文字列での登録・出願は下記の

Linux商標調査へのご連絡は JLA@linuxor.ipまでお願い致します。

	商標出願•登録 番号	出願日	出願人	区分	メンバー						
	田 街 万				代表:	姉崎	章博(NEC)				
1.	登録4333699	1998.12.10	← (株) 内田洋行	18 7	ナンバー	渡辺桶口	真次(ソフトバンクパブリッシング) 貴章(サン・マイクロシステムズ)				
		2000.1.18	→登録公報発行日			1000					
2.	登録4346339	1999.3.12	←松本 東喜雄、上原 潤	上原 潤 16 名			16 紙類、印刷物、写真、等				

- ●IP「知的財産」: Intellectual Propertyの略
- 工業所有権や著作権に加え、現在では、さらに多くの対象を含めて、広い 意味で使われています。



© NEC Corporation 2008

プログラムは、著作権法で保護される著作物

- コンピュータ・プログラムは、著作権法で保護される著作物の一つです。
 - 著作権法 第10条 (著作物の例示)に挙げられています。
 - ●「著作物」としては、他に、「小説、論文、脚本、講演」「音楽」「絵画」「映画」「写真」などがあります。
 - 著作権に含まれる権利の種類 (第21条〜第28条)
 - 複製権、公衆送信権、頒布権、譲渡権、翻訳権等、二次的著作物の利用に関する原 著作者の権利など
- ソフトウェアのライセンスは、「著作物の利用の許諾」(著作権法 第63条)
 - ●その許諾に係わる利用方法及び条件(同条2項)がライセンス条文
- ※日本の著作権法に基づいて説明しています。 以下、特別に断らない限り、日本国での説明です。



当然のことながらオープンソースソフトウェア(OSS)は、

- 「単に、自由に使えるもの」ではありません。
 - 著作権が無いため(あるいは失効した)許諾不要な パブリックドメインソフトウェア(PDS)ではありません。
- OSSライセンスと総称される、ライセンスがあります。

自分の開発物件として納品してはいけません。

ソース非開示で、最近の訴訟事例

従来、MySQLなど企業製OSSでしか、OSSライセンス違反の訴訟はなかったが、昨年から Software Freedom Law Center(SFLC)がOSS開発者の代理人となって提訴

- 2007年9月 デジタル家電メーカーを提訴http://opentechpress.jp/opensource/article.pl?sid=07/09/26/0051222
- 2007年11月 無線機器メーカー2社を提訴 http://opentechpress.jp/opensource/article.pl?sid=07/11/27/0136228
- 2007年12月 無線ルータでキャリアを提訴 http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20071210/289099/
- 2008年7月 ネットワーク機器ベンダー を提訴
 http://www.heise-online.co.uk/open/Extreme-Networks-accused-of-having-violated-GPL-open-source-license--/news/1
- →機器組込ソフトだからと言って油断してはいけない。
- →(改変していなくても)GPLのBusyBox,Linuxのソースは開示が必要

守るべきOSSライセンス条件の概要(ソース開示の観点のみ)

- ① ソースの開示 (OSS自身 + GPL利用プログラム)
- ② LGPLを静的リンクしたプログラムのリバースエンジニアリングの許可
- ③ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプのバイナリ配布のみの場合)



© NEC Corporation 2008

- BSDライセンス: Berkeley Software Distribution License
- MPL: Mozilla Public License
- LGPL: GNU Lesser General Public License
- GPL: GNU General Public License

例え、商用プログラムでも



4タイプに分類できる、OSSライセンスとOSSの例

Apacheライセンスの OSSの利用が目立つ タイプ OSSライセンス OSSの例 PosegreSQL, dom4j, OpenSSH, など **BSD License** OpenSSL License mod ssl, OpenSSL, など Apache License 2.0 Apache HTTP Server, Tomcat, Axis, Commons, Jakarta (2004年ごろまでなら、Apache Software License, Velocity, XML Xerces, Struts, Spring, Ajax Libs, ant, log4j, など version 1.1 の可能性あり BSD系 Cryptix General License Crtptix (GPL化を拒否している点に注意) Info-ZIP License Info-7IP TinyXML, など zlib License PuTTY. など MIT License その他多数 Eclipse Public License (EPL) Eclipse, など Common Public License Version 1.0 MPL系 SyncML, など (CPL) その他多数 LGPL系 LGPL2.1 glibc, JBoss4.2.2, OpenOffice.org,など MySQL(商用ライセンスとのデュアルライセンス, FLOSS ライセンス除外規定あり), Linux カーネル、gcc(スタートアップライブラリlibstdc++.so, libgcc s.soに GPI v2 は例外記述あり)、Samba3.0.x、Pukiwiki1.4.7、PDFCreator、など GPL系 GPLv3 Samba3.2.x, tclPAMなど Affero GPL(AGPL)v1 affero

その他いくつか

BSD以外のタイプ:再頒布したプログラムのソース開示が必須の理由

http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses

- <u>EPL(MPLタイプ)</u>: Eclipse Public License
 - 条件をすべて満たす限りにおいて、オブジェクトコード形式のプログラムを 独自のライセンス契約に基づいて頒布可
 - a) 本契約書の条項に従い、しかも b) そのライセンス契約が i) ・・・
 - iv) プログラムのソースコードを・・・入手できることを謳っており・・・妥当な入手方法をライセンシーに知らせていること。

LGPL

- 1. (そのまま再頒布の条件) 2.(改変再頒布の条件) 3.(GPLにもできる)
- 4.・・・オブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。ただし、・・・**ソースコードを添付**し、・・・

GPL

- 1. (そのまま再頒布の条件) 2.(改変再頒布の条件)
- 3.・・・オブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない:
 - a) ソースを添付 b) ソース提供する旨の書面(3年は有効な) c)・・・

OSSで紛争を起こした事例の多くは、自社開発のつもり

自社の製品として提供する場合、大別すれば2つのケースが考えられます。

- 1) 自社が一からすべて新たに開発した(著作権者は自社のみ)
- 2) 他者のOSSを改良、あるいは取り込んで開発した (他者が著作権を持つ部分が明確に存在する)

実際に企業がOSSのライセンスに関連してコミュニティと紛争を起こした事例は、 ほとんどが前者のケース



♠ OSSライセンスに関するトラブル例

ある企業A社が、自社ブランドの製品としてハードウェア製品を販 売した。しかし実際の開発は下請けのB社が行っており、ファーム ウェアの一部としてGPLが適用されたプログラムが使われていた。 A社はこの事実をまったく把握しておらず、ユーザからの問い合わ せ(ソースコード開示の要求など)に適切に対応できなかった。

IPA OSS Books 2007年オーム社発行「オープンソースで構築! IT システム導入虎の巻」





対応を誤る背景に、IPコンプライアンスの欠如

理由はどうであれ、他人の著作物(プログラム)を私する行為は許されません。

納期遵守、工数削減のためOSSをこっそり利用。

費用削減のため利用しているのだから
ライセンス遵守していられない

ハードウェアに組み込まれてしまえば、 OSSを使っていると言わなければ、分からないだろう

使えるんだから勝手に使っていいんでしょ?

ライセンスを知らずに良かれと思ってやっているので悪くない

そもそもプログラムの「利用」の際のライセンス

- ●「利用」(exploit)とは、複製や公衆送信等著作権等の支分権に基づく行為を指す。
- ●「使用」(use)とは、著作物を見る、聞く等のような単なる著作物等の享受を指す。
 - 「平成10年2月 文化庁 著作権審議会マルチメディア小委員会 ワーキング・ グループ中間まとめ」での定義http://www.cric.or.jp/houkoku/h10_2/h10_2_main.html

		使用	利用(著作権者の権利)							
著作!	物	-	複製権	翻訳権	公衆送信権 /頒布権	など				
	書籍	本を読む	出版、複写	翻訳						
権利に対け	音楽	聞く、鼻歌を歌う	CDを作製	編曲する	TV放送する					
対応する行為	ソフトウェア	バイナリを実行	ソースの複製	改造する	再頒布する					
610.0	商用ソフトウェア/ シェアウェア/フリーウェア	使用許諾書	一般的に	はソース非開	示にして禁止					
	オープンソースソフトウェア	自由	利用許諾書							

BSDタイプ:ソース開示は必須ではないですが条件があります

http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses

• BSDライセンス

- リースコード形式かバイナリ形式か、変更するかしないかを問わず、以下の条件を満たす限り、再頒布および使用が許可。
 - <u>バイナリ形式で再頒布する場合</u>、付属のドキュメント等の資料に、上記の<u>著作権表示</u>、 <u>本条件一覧</u>、および下記<u>免責条項</u>を含めること。

● PHPライセンス

- ・以下の条件が・・・バイナリ形式での再頒布および使用を許可
 - 2. <u>バイナリ形式で再頒布する場合</u>は、上記の<u>著作権表示、本条件項目</u>、および下 記の<u>免責条項</u>を、・・・転載
 - 6. いかなる形式で再頒布する場合も、次の文言を表示しなければなりません。 "This product includes PHP, freely available from http://www.php.net/<a>".

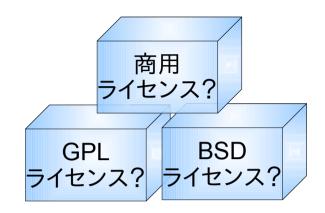
Apache License 2.0

- ソース形式であれ<u>オブジェクト形式であれ</u>、・・・条件をすべて満たす限り・・・<u>コピーを複製したり頒布したり</u>することができます。Apacheライセンスの利
 - 1. · · · <u>本ライセンスのコピー</u>も渡すこと 2. · · · 変更の · · · 告知
 - 3. ソース形式の・・・場合、・・・、 4. <u>NOTICE</u>あれば挿入

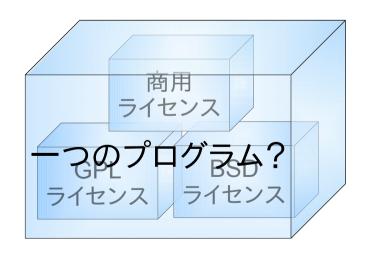
Apacheライセンスの利用は多いが、著作権表示が記載されている、このNOTICEファイルを忘れることが多い。

ライセンスの確認ステップ

1. 各モジュールのライセンスが何か確認し、そのライセンスを遵守しましょう



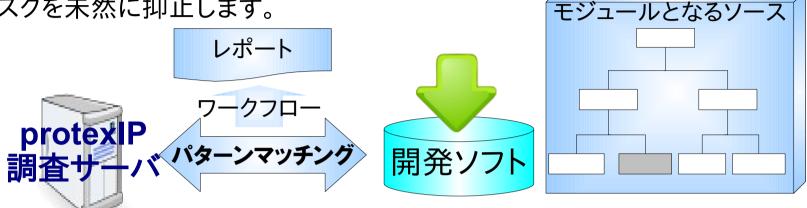
2. モジュール間の結合度から、1つのプログラム(結合著作物)と見えますか? 見えるならば、お互いのライセンスを遵守する必要もあります

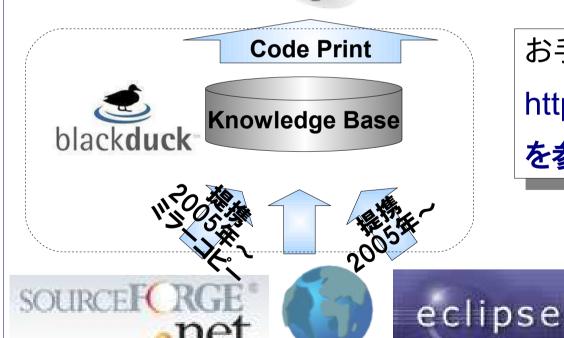


1.何を使っているか分からない/問題無いことを確認したい →protexIPがモジュール毎に疑わしいコードを検出します

• 自社開発ソフト中の思わぬOSSコード混入を出荷前に検出し、意図しない自社コード開

示義務や風評リスクを未然に抑止します。





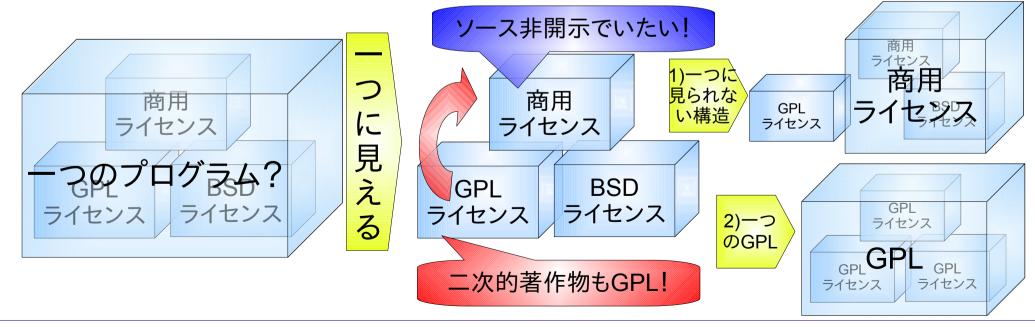
お手元のリーフレット、Webサイト http://www.nec.co.jp/oss/protexip/ **を参照願います。**

2. 結合著作物

●音楽CDの場合:「それぞれの許可」



プログラムの場合:「それぞれの許可」=「それぞれのライセンス遵守」



「ソフトウェアライセンスに関わるプログラム開発ガイド」の 11のチェックポイント 本日は、簡単に概要:

本日は、簡単に概要だけで紹介します。

- Q1. その社製プログラム、すべて自社の著作物ですか?
- Q2. 商用プログラムを同梱している場合、必要な手続きはお済みですか?
- Q3. 他人の著作物を使用していないことを確認するためコード検査をしていますか?
- Q4. OSSの「使用」、つまり、一部ソース流用も含め、OSSを一切同梱していないですか?
- Q5. 単なる同梱でもOSSの「利用」です。ライセンスを遵守していますか?
- Q6. BSDタイプのOSSライセンスでも許諾要件があります。要件を満たしていますか?
- Q7. GPL/LGPL/MPLタイプのOSSはソース開示していますか?
- Q8. LGPL OSSを静的リンクしていたら、リバースエンジニアリングを許可していますか?
- Q9. GPLタイプのOSSの機能を利用したプログラムのソースを開示していますか?
- Q10. 遵守しやすいように、ライセンス毎に分けたプログラム構造、物件管理をしていますか?
- Q11. 利用する**OSSに還元**していますか?

Q9.までは必須です。Q10,Q11はOKならば、よりベターです。



Q11. 利用するOSSに還元していますか?

◆利用者が還元しなければ、利用するOSSの存続が危ぶまれます。OSSのエコシステムに積極的に参加して、共にサイクルを回す努力をしましょう。

還元例

- 開発コミュニティに開発者の一人として参加する
- 見つけたバグ修正などのパッチを開発コミュニティに提供
- ユーザ観点での評価結果・コメントをユーザ会で情報交換
- 該OSSのサポートを提供
- 該OSSを明示的に補完する製品を提供
- ユーザコミュニティに参加し、普及・促進に努める
- ●寄付
- サーバマシンなどの寄贈
- ●その他





NECの還元·貢献例 - パッチ提供

linux/Documentation/ja JP/HOWTO ♥ @



NOTE:

This is a version of Documentation/HOWTO translated into Japanese.

This document is maintained by Tsugikazu Shibata <tshibata@ab.jp.nec.com>

and the JF Project team <www.linux.or.jp/JF>.

If you find any difference between this document and the original file

or a problem with the translation,

please contact the maintainer of this file or JF project.

Please also note that the purpose of this file is to be easier to read for non English (read: Japanese) speakers and is not intended as a fork. So if you have any comments or updates for this file, please try to update the original English file first.

Last Updated: 2007/07/18

これは、

linux-2.6.22/Documentation/HOWTO

の和訳です。

翻訳団体: JF ブロジェクト < http://www.linux.or.jp/JF/ >

翻訳日: 2007/07/16

翻訳者: [sugikazu Shibata <tshibata at ab dot jp dot nec dot com>

校正者: 松倉さん <nbh--mats at nifty dot com>

小林 雅典さん (Masanori Kobayasi) <zap03216 at nifty dot ne dot jp>

武井伸光さん、<takei at webmasters dot gr dot jp>

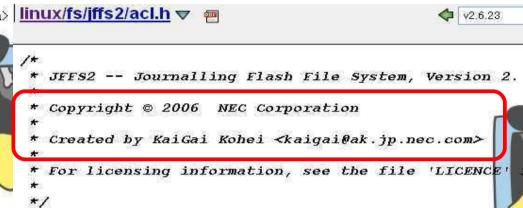
かねこさん (Seiji Kaneko) <skaneko at a2 dot mbn dot or dot jp>

野口さん (Kenji Noguchi) <tokvo246 at gmail dot com>

河内すん (Takavoshi Kochi) <t-kochi at bg dot jp dot nec dot com>

岩本さん (iwamoto) <iwamoto.kn at ncos dot nec dot co dot jp>

Linux カーネル開発のやり方





♦ v2.6.23

Intel IO-APIC support for multi-Pentium hosts.

Copyright (C) 1997, 1998, 1999, 2000 Ingo Molnar, Hajnalka Sz

Many thanks to Stig Venaas for trying out countless experimen

(c) 1999, Multiple IO-APIC support, developed by Ken-ichi Yaku <yaku@css1.kbnes.nec.co.jp> and Hidemi Kishimoto <kisimoto@css1.kbnes.nec.co.jp>,

patches and reporting/debugging problems patiently!

further tested and cleaned up by Zach Brown <zab@redhat.com>
and Ingo Molnar <mingo@redhat.com>



NECの還元·貢献例 - 寄付·寄贈



自社に展開するためには

<u>■ボトムアップ・アプローチ</u>

- ●集合教育
- ●部門全員向けWeb教育
- ●OSS利用製品の調査
- ●OSSライセンス遵守状況を調査、etc.

<u>・トップダウン・アプローチ</u>

- ●経営責任ある(訴訟やWeb上での非難でさえ困る)部門長に 認識いただき、組織的に取り組む
 - ●IPコンプライアンス推進者のアサイン
 - ●製品責任者への教育
 - IPコンプライアンス・クリア状況報告書でチェック
 - ●問診票でのチェック

→コンサルティング・サービスで具体的にご相談ください。



コンサルティングサービス

- 1. OSS活用におけるリスクに対して、部門の啓発から始める
- →「OSS活用におけるリスクと対策」セミナー(1H)
 - OSSとは「単に自由に使えるもの」ではなく、遵守すべきライセンスがあります。
- 海外ではライセンス違反の訴訟が増加しています 等

本日の内容相当を「テキストを用いて」で講演します

- 2. プログラム開発者向けに、OSSライセンスの解説と注意事項を学習させたい
- →「ソフトウェアライセンスに関わるプログラム開発ガイド」のセミナー(2.5~3H)
 - 著作物であるプログラムの「使用」と「利用」で分かれるライセンスの遵守
 - ソース開示が必要なOSSライセンスとバイナリ配布可能なOSSライセンス 等

11のチェックポイントを詳細なOSSライセンス解説付きで講演します

- 3. 実際の製品について、具体的な相談をしたい
- →OSSライセンス・コンサルティング:個別見積もり
 - 納品する物件にOSSが含まれていた。どういう対応が必要か
 - OEMで導入する製品にOSSが使われているが、OEM元の対応で大丈夫か等

ex.11のチェックポイントの問診票を用いて、コンサルいたします





コンサル:11のチェックポイントの問診票

01	02 03		Q4			Q5							Q6			
	の商用プロ 用プロ 相合、これでいるである。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	。)他に、他人の著作物を使用していないことを確認するため、過去の開発物件も含めて、出荷前にコード検査をしていますか?		d) - 部ソ- ス流用も含 め、OSSを - 世間細し		e) 単なる同 梱ですか?	∱利用OSS		988	g)利用ossライセンス			h) ドキュメ ントに利用 「OSS名称 (バージョン 番号)) を記 載していま すか?	りドキュ火ン トに「著作権 表示」を記載	/ Dドキュ トに「ラ・ ま ンス条文	
選択	選択	選択	0-3)ツール名	選択	OSS名	パージョン	選択	oss	名	バージョン	OSSライセンス名	パージョン	OSSライセンスタイプ	選択	選択	選択
				d-4) - 部 ソース流用 も含め、 OSSを同梱 している			e-1)ソース 改造せず、 単なる同梱	ant	88	1.5.4	Apache Software License	1.1	BSDタイプ	h-1)パー ジョン番号 含め記載し ている	i-2)記載し ていない	i-1)記載 ている
a-1)商用製 品または				d-4) - 部 ソース流用 も含め、 OSSを同梱 している			e-1)ソース 改造せず、 単なる同梱				Apache License	2.0	BSDタイプ	h-2)OSS名 称のみ記載 している	i-2)記載し ていない	i-4)記載 ていない CD-RON どに同相
ソース(OSS) の開発環	b-1) 商用プ ログラムは 同梱してい ない	c-5)コード 検査してい るかどうかも 不明		d-4) 一部 ソース流用 も含め、 OSSを同梱 している			e-1)ソース 改造せず、 単なる同梱			を記入して , JavaServi				h-3)記載し ていない	i-2)記載し ていない	i-4)記載 ていない CD-ROM とに同相
れている				d-4) - 部 ソース流用 も含め、 OSSを同梱 している			e-2)ソース 流用、また は、ソース改 造している	axis	200 m	1.2.1	Apache License	2.0	BSDタイプ	h-3)記載し ていない	i-2)記載し ていない	i-2)記載 ていない
				d-4) - 部 ソース流用 も含め、 OSSを同梱 している			e-1)ソース 改造せず、 単なる同梱	jaxb		2.0	COMMON DEVELOPMENT AND DISTRIBUTION LICENSE Version 1.0 and GNU General Public License Version 2	1.0 and 2		h-3)記載し ていない	i-2)記載し でいない	i-2)記載 ていない
				d-4) - 部 ソース流用 も含め、 ossを同梱 している			e-1)ソース 改造せず、 単なる同梱	saaj		13	COMMON DEVELOPMENT AND DISTRIBUTION LICENSE Version 1.0 and GNU General Public License Version 2	1.0 and 2		h-3)記載し ていない	i-2)記載し ていない	i-2)記載 ていない



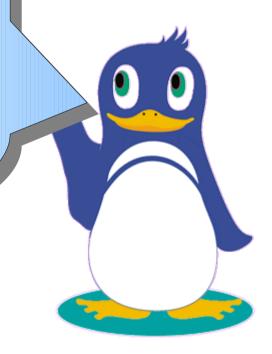
最後に

OSSへの還元が増えて、

OSSの発展に繋がるのであれば、

商用製品でOSSを正しく使う

ことも歓迎される(はず)



展示スースにて、profexIPの動態展示中! 是非、ご覧ください。

Empowered by Innovation

NEC

